

行政書士ほっかいどう

1997.9.No.222

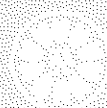


(函館港旧栈橋)

目次

平成9年度全道新入会員研修会報告……………	2
新入会員研修に参加して	
(札幌支部 小阪 裕)……………	5
業務資料／行政書士業務は時効から……………	6
全道行政書士業務研修会の開催について……………	12
全道研修会のご案内(北海道在留手続協議会)……………	13
札幌支部・「知的所有権シンポジウム」概要……………	14
統一用紙の払いし請求について……………	15

商業登記事務がコンピュータ処理に……………	15
60歳以上の定年制の義務化は目前……………	16
補助者採用届と補助者証の有効期限について……………	17
情報コーナー／釧路支庁駐車場ご案内……………	17
日行連の動きが見える……………	18
本会の主要行事……………	18
支部のうごき……………	19
表紙のことは・ごせい去・編集後記……………	20



北海道行政書士会

平成9年度 全道新入会員研修会報告

今年の全道新入会員研修会はあいにくの悪天候のなかではありましたが、平成9年8月22日、23日の2日間にわたり、札幌市中央区にある北農健保会館において行われました。

役員11名、新入会員32名、一般会員1名、合計44名が全道各地から集まり、「遠路はるばる」の会員の方々にも十分ご満足いただける実務的・実践的な内容の濃い研修会でした。

業務研修部長の池田高明先生の司会で始まり、佐藤会長の挨拶の後、本会役員の紹介、日程の説明等がなされ、さっそく研修に入りました。

第1日目の研修科目は、

1. 行政書士の品位保持について
(総務部長 板垣俊夫/13:10~13:40)
2. 行政書士にかかる電子申請とパソコン活用の実務
(企画部長 酒井 正/13:40~14:40)
3. 建設業許可・決算報告・経審の実務と顧客獲得について
(副会長 佐藤隆一/14:50~16:10)
4. 産業廃棄物収集運搬業許可申請
(副会長 佐々木英壽/16:20~17:00)
5. 座談会「行政書士事務所経営と営業戦略について」
(会長 佐藤良雄 座長 池田高明/17:00~18:00)
6. 懇親会
(司会 業務研修部担当理事 嶺田省吾/18:30~19:30)

【行政書士の品位保持について】では、まず初めに板垣総務部長より行政書士法及び日本行政書士会連合会会則の説明がありました。品位保持に関する条文(法10、15、16、18 会則3、57、58 等々)に具体的にあた

り、その根拠および趣旨についての解説が行なわれました。

特に品位保持と行政書士の行うべき業務範囲の逸脱については、隣接業界である弁護士業務との関連で、「内容証明の作成」を具体的研究材料にして部長の体験をまじえての説明でした。

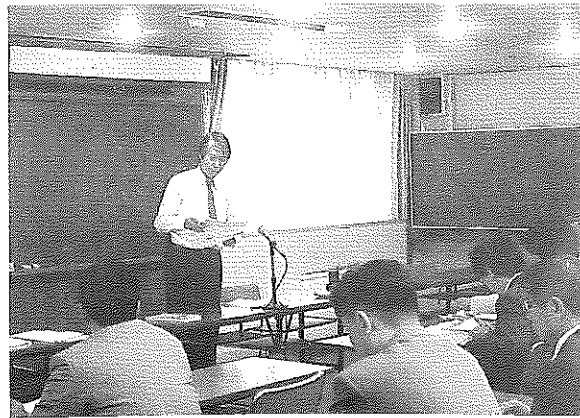
【行政書士にかかる電子申請とパソコン活用の実務】では、パソコンに対する心構え、パソコンの選び方など、初心者向けの理解しやすい部分から実践的で戦力的な実務までの説明がありました。

実践的な説明のところでは、計算ソフトLotus 1-2-3で作成した建設業許可申請書を資料に使い、パソコンの実際の活用実例を示すと共にパソコンがいかに業務の効率化、省力化、正確化、迅速化の達成に役立つかの説明が行なわれました。

【建設業許可・決算報告・経審の実務と顧客獲得について】では、特に建設業の財務諸表について新入会員が即、業務を実践できるようにと、きめ細やかな説明がありました。行政書士業務の中でも中核をなす建設業



佐藤会長



佐藤隆一副会長の講義



真剣に受講される新入会員の皆さん

関連業務であるだけに説明者である佐藤隆一副会長の言葉には冷静と沈着のなかに熱意と情熱が感じられる講義でした。

【産業廃棄物収集運搬業許可申請】では、「許可申請の手引き（収集運搬）」を手元に置き、具体的に許可申請書のサンプルで説明が行われ、また解説書等ではなかなか理解しにくい元請人と下請人について許可の必要性の有無、許可取得に必要な期間、申請窓口、必要書類の存在理由・趣旨等々実務経験者でしか得られない貴重な知識をもとに説明がなされました。

【座談会「行政書士事務所経営と営業戦略について」】では、役員を始め、業務を実際に行い、実際に顧客獲得のために活動してきた会員の方々の貴重な意見を聞くことができました。

一つの実案についても、発言をした役員が他の役員



研修会風景

に意見を求める等、複数の経験者の意見を聞けることができ、多角的な視野にたった意見交流会でした。

特に、佐藤会長の創業から㈱エコノミック設立までの経営理念、それを貫く「ワイルドダック」精神には、会員一同感銘を受け、新たな闘志と情熱が湧き上がるものでした。

第2日目の研修科目は

1. 出入国管理業務の概要について

（札幌支部 佐藤 博／9：00～10：00）

2. 相続

（業務研修部担当理事 鎌田節子／10：00～11：00）

3. 車庫登録業務について

（監査部長 深貝 亨／11：10～11：50）

閉会式

【出入国管理業務の概要について】では、まず行政の目的、国際化の対応、不法就労対策（法73条の2）などの現状の問題・課題を踏まえた説明がありました。つぎに出入国管理業務では、旅券、査証、査証免除協定、残留期間の更新、行政書士としての業務範囲等々の説明がありました。

また、この業務は今後の日本の国際化の流れの中で、労働力、知識人、芸術家等の盛んな国家間異動が予測され、大いに研究したい分野であることを力説されていました。

【相続】については生々しい実例、経験談を交えて、相続法の基本的な知識、それに伴う説明書の記載例等の説明がありました。遺言の解説、相続関係説明図、相

続分不存在証明、遺産分割協議書、遺産減殺請求書等
実務に即生させる資料がとても貴重なものでした。

【車庫登録業務について】では、実際に使用されてい
る申請書類、OCR用紙の提供があり、このまま登録
申請がすぐできる資料でした。最後の研修科目という
こともあって時間的な制約があり、後日、別途時間を
設けて受講したい研修です。

【アンケート調査について】

年齢別、入会歴、これからの希望業務、研修会の総
評、行政書士として現在抱えている課題・問題、研修
会に対する感想・意見・要望等を調査しました。

1. 年齢別

20歳代：1名（4%）
30歳代：5名（20%）
40歳代：5名（20%）
50歳代：4名（16%）
60歳代：10名（40%）
計：25名（100%）

平均年齢 50.4歳

2. 入会歴

6月未満：10名（40%）
6月～1年未満：3名（12%）
1年～2年未満：8名（32%）
2年～3年未満：1名（4%）
不明：3名（12%）
計：25名（100%）

3. これからの希望業務

建設業：9名（31%）
産業廃棄物：3名（10%）
法人設立：3名（10%）
運輸：3名（10%）
出入国：2名（7%）
会計記帳：2名（7%）

4. 研修会の総評

大変参考になった：23名（92%）
参考になった：2名（8%）
あまり参考にならなかった：0名（0%）
計：25名（100%）

5. 行政書士として現在抱えている課題・問題

顧客の獲得・開拓：6名（43%）
業務拡大：2名（14%）
実務経験の不足：1名（7%）

7. 研修会に対する感想・意見・要望

(1) 感想

・全てが大変参考、勉強になった：6名
・広い業務範囲の漠然とした気持ちから心構えがで
きた：2名
・座談会は、開業時の戸惑い、苦労話中心の内容
を聞きなかった

(2) 意見

・「建設業」研修は、時間が長い方が良い：2名
・書類作成の実修があればよかった
・科目毎の時間が足りない

(3) 要望

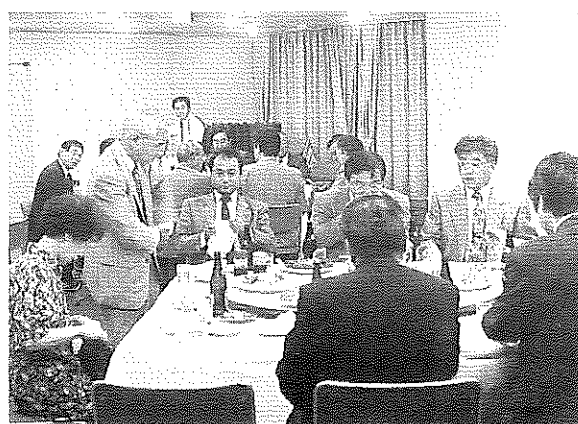
・更に掘り下げた実務研修会を希望する：2名
・毎年新入会員と言わず開催して欲しい

以上のようなアンケート結果が出ました。

2日間の研修会は終了しましたが、出席された新入
会員の方々は、どんな感想、印象を持たれたのでしょ
うか。

役員の方々等の貴重な意見をいつも胸に、会員皆仲
良く頑張っていきたいものです。

2日間の研修、本当にご苦労さまでした。



講義もおわりホッ！ 懇親会へ

新入会員研修に参加して

札幌支部 小 阪 裕

8月22日、あいにくの激しい雨風のなかでしたが、新入会員研修会に参加させて頂き、おかげ様で32名の仲間とともにとても有意義な時間を過ごすことができました。

分刻みのスケジュールをこなしておられるであろう会長や役員、そして講師の方々に心から感謝申し上げます。

いずれの先生方の研修内容も、豊富な経験とたゆまぬ研鑽の中から生み出された、高度な中身の凝縮されたものばかりで、何よりも持ち時間をついつい忘れてしまう程熱意あふれた講義ぶりに思わず頭が下がる思いでした。外部から招いた各界の専門家の方々による講習会等もそれなりに意義深いものがありますが、言わば、ヒヨコのような（ただし結構歳は食ってます。私を含めて。）新人会員にとっては、大先輩の実戦的な講義や生々しい経験談こそがどんな栄養剤にもまして成長の糧となるものなのだと実感させられました。

行政書士制度には、例えば法曹のような習慣制度やイソ弁制、他士業のような勤務〇〇制度は残念ながら存在しません。勢い、資格を取ったばかりの大多数の新人は何をしたら良いのか、顧客の幅広い相談にどの様に応じたら良いのか分からないまま不安と焦燥感に苛まれつつ、形の上では事務所長となります。入会の際、諸先輩によく言われた事ですが、仕事が多分分からないでも看板あげた以上はとにかく仕事の依頼を受けるように、後は書士会や先輩方のネットワーク等で何とかバックアップするからと。とても有り難いおことです。

事実、大部分の先輩達もそのような不安の中で綱渡りの様な経験を重ねながら成長し、何とか業務の拡大を図って一人前に成っていかれたものと想像します。

しかしながら、立場を変えて顧客の側に立って見れば、これは正直言っていささか無責任な話です。外科医が手術の失敗を繰り返しながら腕を上げると言われるのと相通ずる不合理みたいなものを感じるのは私だけでしょうか。例えて、弁護士を「司法と国民との間を仲立ちする社会的組織」とするならば、一方の行政書士は「行政と国民との間を仲立ちする社会的組織」であらねばならないわけです。国民の重要な権利義務

に係わり、又、行政の公正化、透明性の実現の一翼を担うはずの資格制度と考えるならば、充分な研修制度や修行時代をもたないのは、やはり法制度の不備と言えないでしょうか。

行政改革、規制緩和が叫ばれて久しくなります。官僚の相次ぐ不祥事や深刻な財政危機が露呈した今、今度こそ小手先の改革でお茶を濁すことは、もはや国民は許さないでしょうし、私も国民の一人として同じ怒りを共有しています。しかしながら、業務独占廃止の問題に代表される様に、この激しい変革の波をもろに被っているのが士業の中では行政書士であるのも事実です。今後、行政手続の電子化が業務にどう影響するのか、地方分権の推進は業務縮小に繋がるのか、行政手続法や情報公開法の制定により新たな専門分野が開けるのか等、駆出しの身ながらもついつい思いを巡らし酒に身を任せて（？）しまう日もあります。

このように、数々の重要な問題に直面して多忙をきわめる中であってなお、制度の不備を補いつつ、新人会員の不安を和らげようと年間たくさんの講習会や研修会を準備して下さる役員やスタッフの方々の姿に接して、大いに心強く、勇気づけられると同時に、私たち新人に寄せられる期待の重さもズッシリと感じています。時代の先を読み、より困難な分野に挑み、常に勉強を怠らない人間のみが生き残っていく。この激動の時代においては、どのサムライ業の世界でも当たり前のことなのでしょう。結局のところ、行政書士はその専門性の希薄さゆえに真っ先に変革の嵐に巻き込まれる運命にあったと思われます。その嵐の激しさに負けない様に、少年のようにしなやかに（見かけはまさに中年ですが！）寄せられた期待に応えたいと思っています。

欲張りな三文の得（？）と言われるかもしれませんが、今後許されるならば、更に深く掘り下げた実務研修や、他の業務に関する研修も新人会員のために検討して頂けたら有り難く、新人会員を代表してお願い申し上げます。最後に、たった2日間でしたが、全道から集まり、ともに学び酒を酌み交わした新人会員の仲間との又の再会を願いつつ。

行政書士業務は時効から

札幌支部 板垣 俊夫

権利の上に眠る者を保護しない。あなたの関与先は、この眠る者ですか。それとも目覚めている者ですか。泣くか、笑うかは、行政書士であるあなたの腕にかかっています。天と地どちらかを見るのか、はたまた地より、地獄をみるのか。

さて、行政書士であるあなたは、何のお話しかもうお分かりでしょう。

そうです、「時効」のお話です。

関与先が、あなたに仕事を依頼した時、行政書士であるあなたは「貴方様の権利は時の経過とともに時効でなくなっていますよ。」と説明した場合。この時効は何を意味しているのでしょうか。

また、「貴方の主張する権利は時の経過とともに貴方の権利になっていますよ。」と説明した事は、権利が付与された事になるのでしょうか。

前者は消滅時効であり、後者は取得時効です。

基本的に時効はこの二種類であり、消滅時効が完成すると債権や財産権が消滅し、取得時効が完成すると所有権や地上権、著作権等の財産権の取得が認められることになります。

この時効について民法や、特別法に規定がなされておりますが、時効期間を知ることは行政書士の業務上

必要不可欠の条件ともなりましょう。

この条件を満たすため、私の主催する「水曜会」と言う勉強会において、各種時効期間が一目で分かるよう、特に業務上必要な処を、次の担当に分けて執筆致しました。

本紙に掲載させていただいた時効期間は、ほんの一部であります。他にも沢山の時効期間があります。全ての時効期間をここで網羅することは紙面の制約上不可能でありますので、不足の部分については、この時効期間一覧表に補足追加をしていただきたく、お願いするところであります。

さすれば、あなた自身の時効期間一覧表となりますし、その事が、権利義務における、また官公署に提出する業務書類の作成のバックボーンになるのではないのでしょうか。

終りに、時効期間一覧表に執筆をいただいた各位に感謝し、敬意を表すものであります。

作成者（執筆者）

板垣俊夫 住友秀紀

高橋正美 赤塚明美

篠原賢吾 中島俊幸

菊地利夫 武田弘子

1 民 法

時 効 項 目	時効期間	起 算 日	根拠条文	備 考
取消権の消滅時効	5年 20年	追認することができる時 行為の時	民126	いずれか先に到来した時に取消権は消滅する。 本条の適用民865②・866②・867・本条の準用民872②
所有権の取得時効	20年 10年	占有開始の時	民162	所有の意思をもって、平穩かつ公然に物を占有 占有開始の時に善意かつ無過失で、所有の意思をもって、平穩かつ公然に不動産を占有
所有権以外の財産権の取得時効	20年 10年	行使開始の時	民163 (民283)	自己のためにする意思、平穩かつ公然 開始の時に善意かつ無過失、自己のためにする意思、平穩かつ公然 (地上権、永小作権、地役権、鉱業権、漁業権、著作権、特許権など)
一般の債権の消滅時効	10年	弁済期日	民167①	商行為であっても商522によらない（最判H3.4.26）
契約解除権		債務不履行の時	民167①	
利息制限法超過分の返還請求権		支払った時	民167①	

時効項目	時効期間	起算日	根拠条文	備考
債権・所有権以外の財産権の消滅時効	20年		民167②	
地役権		不継続地役権…最後の行使の時 継続地役権…行使を妨げる事実が発生した時	(民291)	所有権にあらざる債権
抵当権		被担保債権の弁済期日	(民396)	
定期金債権の消滅時効	20年 10年	第1回の弁済期 最後の弁済期	民168	(例) 終身年金債権、賃料債権、利息債権、扶養料債権等
1年以内の定期に支払われる債権の消滅時効	5年	弁済期	民169	(年金、恩給、扶助料、地代、利息、賃借料など)
医師・請負人の債権	3年	治療・工事が終了した時	民170	
弁護士・公証人の書類保存義務の消滅時効	3年	事件・職務が終了した時	民171	
弁護士・公証人の債権	2年	事件終了の時	民172	この債権の中には費用及び報酬における各債権であるが、この規定は弁護士、公証人のみの条文であり、司法書士の職務に関する債権は民172条の適用ないし類推適用はない(東京地判H8.4.22)従って、行政書士、税理士等もこの条文の適用はないものと考えられる。
売買代金	2年	売買をした時	民173一	商人間の売買代金も
電気料金債権	2年	各月末	民173一	
居職人、製造人の債権	2年	債権が発生した時	民173二	(居職人=床屋、仕立屋など、製造人=建具屋など)
塾の授業料・寄宿費など	2年	授業料などの納期	民173三	
月単位以下で決めた雇人の給料	1年	履行行為時又は期限が到来した時	民174一	労基法適用者を除く。「月又はこれより短い時期」とは月給、週給、日給制を言う。
大工・俳優などの報酬	1年	履行行為時又は期限が到来した時	民174二	綱廻し労務に対する報酬金債権は167①による10年の時効となる(最判S36.3.28)
運送費	1年	履行行為時又は期限が到来した時	民174三	運送人(商569)の運送債権・運送取扱人(商559)の報酬債権
飲食・宿泊代金	1年	飲食・宿泊が終了した時	民174四	料理店、ホテル、旅館等
貸本・貸衣装などの使用料	1年	履行行為時、期限到来時、債権成立時	民174五	動産の賃貸借による賃料、レンタカー、貸自転車等
確定判決に基づく債権	10年	判決確定時	民174の2①	裁判上の和解・調停その他確定判決と同一の効力を有するものも同様。
債権者取消権	2年 20年	債権者が取消の原因を覚知した時 行為の時	民426	詐害行為取消権とも言う
損害賠償請求権 債務不履行	10年	損害賠償請求をすることができる時 (原則として債務不履行の時)	民167①	一般債権
不法行為	3年 20年	被害者が損害及び加害者を知った時 不法行為の時	民724	20年については判例上除斥期間と解されている。PL法5条2項の「損害を生じたとき」の10年についても同様で、除斥期間の特則とした。
子の財産管理について生じた債権	5年	親権者の管理権が消滅した時	民832	子の利益保護、本条の適用を受けれるものは債権であり、債権以外の権利に適用はない。
後見について生じた債権	5年	後見が終了した時	民875	後見を必要としない絶対的後見はその終了時から、後見そのものの終了ではないか、後見人の任務だけが終了する相対的終了の場合は後任の後見人が就職した時から起算する。
保佐について生じた債権	5年	保佐が終了した時	民876	

時効項目	時効期間	起算日	根拠条文	備考
相続回復請求権	5年	相続権侵害の事実を知った時	民884	真正相続人が不真正相続人に対し自己の相続権を主張し、侵害を排除する相続回復請求権であり、自称者や不法占拠者は該当せず、この者には通常の不当利益返還請求権を行使することになる。
	20年	相続開始の時		
相続の承認・放棄の取消権	6か月	追認をすることができる時	民919	
	10年	承認・放棄をした時		
相続における債権者の損害賠償請求権	3年	損害発生及び加害者を知った時	民934	民724準用 不当弁済による限定承認者の責任、①は損害賠償の権利②は払い戻しを認める権利は3年の短期消滅時効にかかる
	20年	不法行為が行われた時		
遺贈の承認・放棄の取消権	6か月	追認をすることができる時	民989	民919準用
	10年	承認・放棄をした時		
遺留分減殺請求権	1年	相続の開始及び減殺すべき贈与・遺贈を知った時	民1042	「知った時」とは、贈与・遺贈が遺留分を侵害することを知った時である。
	10年	相続開始の時		
PL法に基づく請求権	10年	製造業者等が当該製品を引き渡した時 (最終消費者の手に渡った時ではない)	PL5後段	この法律は、平成7年7月1日から施行され、施行後に製造業者等が、引き渡した製造物について適用される。この例外として、「身体に蓄積した場合に人の健康を害することになる物質による損害」または「一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害」については、「損害が生じた時」から10年間(PL法5条2項)、また、被害者またはその代理人が損害および賠償義務者を知った場合には、知った時から3年間(同法前段)となります。
自賠責保険金の被害者請求権	2年	損害、加害者を知った時	自賠19	強制保険一被害者請求における直接請求権、仮渡金請求権である。加害者請求については直接自賠法に規定がないので一般の保険金請求と同様2年である。(自賠償23、商663)任意保険(対人、対物)も2年の時効である。時効起算点は、債務負担確定時

2 刑事訴訟法

時効項目	時効期間	起算日	根拠条文	備考
死刑にあたる罪	15年	犯罪行為が終わった時。 共犯の場合には最終の行為が終わった時。	刑訴250 刑訴253	公訴の時効＝確定判決前のもの 時間の経過によって生じた事実状態を尊重する。 証拠の散逸という訴訟法的配慮が働いている。
無期懲役又は禁錮にあたる罪	10年			
10年以上の有期懲役又は禁錮にあたる罪	7年			
5年以上10年未満の有期懲役又は禁錮にあたる罪	5年			
5年未満の有期懲役若しくは禁錮又は罰金にあたる罪	3年			
拘留、科料にあたる罪	1年			

3 商 法

時効項目		時効期間	起算日	根拠条文	備考
会社の取締役に対する損害賠償請求権		10年	損害が発生した時	民167 商266	第三者の取締役に対する損害賠償請求権も同じ。商266条の3 商事債権の消滅時効については商522
社債償還請求権		10年	償還期限到来の日	商316①	
社債管理会社に対する支払請求権		10年	社債管理会社から公告通知を受けた日	商316②	
利息の請求権		5年	利息支払時期	商316③	
利札金額支払請求権		5年	社債の償還期	商316③	
運送取扱人の責任		1年	荷受人が運送品を受け取った日	商566①	運送人がわざと損害を発生させた場合商522条によって5年（商566③）
荷受人に対する債権		1年	荷受人が運送品を受け取った日	商567	
倉庫営業者の責任		1年	出庫の日	商626①	倉庫営業者がわざと損害を発生させた場合商522条によって5年（商626③）
金融機関の貸金債権		5年	弁済期日	商522	商事債権の消滅時効
商事債務不履行に基づく損害賠償請求権		5年	損害賠償請求することができる時（原則として債務不履行の時）	商522	（大判明41.1.21民録14-15）
商行為の解除権		5年	債務不履行の時	商522	（大判大5.5.10民録22-936）
約束手形債権	所持人の振出人に対する請求権	3年	満期の日	手70①	○期間の末日が休日にあっても、民142条、手形法72条2項による延長は認められない。●白地手形であっても手形面に記載された満期から時効は進行する。
	所持人の裏書人に対する請求権	1年	拒絶証書の日付 無費用償還文句ある場合は満期の日	手70②	支払人の破産を原因とする満期前の遡求の場合、拒絶証書に代る破産決定書によって基準日が定められるが、この日付は必ずしも明瞭でないので、時効の始期は手形の満期を基準とすることになる。
	裏書人の他の裏書人および振出人に対する請求権	6月	手形の受戻しをした日 又は訴状が送達された日	手70③	保証人に対しても同様
小切手債権	所持人の裏書人、振出人に対する請求権	6月	最後の呈示期間の日（小29①参照）	小51①	消滅時効完成后は、小切手の振出人・裏書人は小切手債権が時効で消滅したことを理由に償還をこばむことができるが、契約上の債務の履行は免れることはできない。
	遡求権	6月	小切手の受戻しをした日、 又は訴えを受けた日	小51②	
白地手形・小切手の補充権		5年	行使することができる時	商522	
預貯金の払戻請求権		10年	払戻請求ができる時	商522	定期金債権（年金など）は、債権者が第1回弁済期から20年、最後の弁済期から10年間その権利を行使しなかったら消滅する（民168）
リース料債権		5年	原則として各弁済期日	商522	
損害・生命保険金額支払義務、保険料返還義務		2年	保険事故が発生した時	商663	相互会社にも読みかえて適用される
損害・生命保険料支払義務		1年	保険料支払期限	商663	
生命保険積立金払戻義務		2年	払戻義務発生の時	商682	
合名会社の退社員の会社債権者に対する責任		2年	退社の登記後	商93②	退社の登記はされていないが、取引相手が退社の事実を知っている場合でも、退社社員の責任を認め、商法12条の適用はない。（判例）
組織変更によって有限責任社員となった者の責任 （合名会社→合資会社）		2年	組織変更の登記後	商115③	商93②準用

時効項目	時効期間	起算日	根拠条文	備考
合資会社が出資を減少した場合の有限責任社員の責任	2年	減資の登記後	商158②	商93②準用
場屋営業主の預かり品に対する責任	1年	寄託物を返還した時、又は客が携帯品を持去った時	商596①	店の営業主がわざと損害を発生させた場合は適用されない。(商596③) 商522により5年
質入れ証券所持人の預かり証券所持人に対する請求権	1年	債権の弁済期	商615	
質入れ証券裏書人に対する不足額の請求権	6月	弁済を受けた日	商615	
裏書人がその前の裏書人に対する請求権	6月	償還をした日	商615	
保険積立金払い戻し義務	2年		商682	商680①-1号、商680①-2号、653、656、657に該当する事由によって、保険者が保険金支払い義務を負わなくなった時
船舶の衝突のために生じた債権	1年	発生した時	商798①	財産上の損害
共同海損のために生じた債権	1年	分担額の計算が終了した時	商798②	
海難の救助料の請求権	1年	救助をした時	商814	
船舶債権者の先取特権	1年	発生した時	商847	海難救助者の先取特権にも適用(商810②)
船舶所有者の備船者、荷送人、荷受人に対する債権	1年	債権発生の時	商765	
船舶所有者の備船者、荷送人、荷受人に対する損害賠償責任	1年	損害発生の時	商766・566	

4 労働保険法・社会保険法

時効項目	時効期間	起算日	根拠条文	備考
賃金	2年	支払日	労基115	
退職金	5年	就業規則又は退職金規定に定める支給時期	労基115	退職日の翌日でない点に注意。
災害補償	2年	支給時期の翌日(休業補償はその日から)	労基115	支給時期①休業補償一月1回以上の賃金支払期日②障害補償-障害等級決定日より7日以内の日③遺族補償、葬祭料-受けるべき者確定した日から7日以内の日
その他の請求権	2年	請求権の取得日	労基115	年次有給休暇にも含まれる。
療養(補償)給付	2年	療養費用はその費用支払日の翌日	労災42	
休業(補償)給付	2年	休業した日ごとにその翌日	労災42	
葬祭料	2年	死亡した日の翌日	労災42	
前払一時金	2年	障害(補償)-傷病が治った日の翌日 遺族(補償)-死亡した日の翌日	労災42	
障害(補償)給付	5年	障害認定日の翌日	労災42	
遺族(補償)給付	5年	死亡した日の翌日	労災42	
障害(補償)年金 差額一時金	5年	死亡した日の翌日	労災42	
失業等給付を受ける権利	2年	被保険者資格取得日	雇保法74	
失業等給付の返還を受ける権利	2年	失業給付を不正に受給した日の翌日	雇保法74	

時効項目	時効期間	起算日	根拠条文	備考
返還命令又は納付命令を伴う徴収金を徴収する権利	2年	納期限の翌日	雇保法74	
労働保険料を徴収する権利	2年	4月1日	徴収法41	
徴収金を徴収する権利	2年	4月1日	徴収法41	
労働保険料又は徴収金の還付を受ける権利	2年	4月1日。但し、申告書が法定納期限内に提出されたときは、その提出された日の翌日	徴収法41	
健康保険料を徴収する権利	2年	納付期限の翌日	健保法4	健保法、国年法、厚保法共通
徴収金を徴収する権利	2年	納付期限の翌日	健保法4	健保法、国年法、厚保法共通
保険料及び徴収金の還付を受ける権利	2年	納付した日の翌日	健保法4	健保法、国年法、厚保法共通
傷病手当金	2年	労務不能であった日ごとにその翌日	健保法4	支給期間－1年6月の起算日は、4日目の支給開始日から
出産手当金	2年	労務に服さなかった日ごとにその翌日	健保法4	
療養費	2年	代金を支払った日の翌日	健保法4	
高額療養費	2年	著しく高額な一部負担等を負担した月の翌月1日	健保法4	
埋葬料	2年	死亡した日の翌日	健保法4	
埋葬費	2年	埋葬を行った日の翌日	健保法4	
死亡一時金	2年	死亡日の翌日	国年法102	
年金給付を受ける権利				
老齢基礎年金	5年	65歳に達した日又は60歳以上65歳未満の間で繰上げ支給の裁定請求書が受理された日の翌日	国年法102	
障害基礎年金	5年	障害認定日の翌日。事後重症の場合は請求した日の翌日	国年法102	
遺族基礎年金	5年	死亡した日の翌日	国年法102	
保険給付を受ける権利				
老齢厚生年金	5年	65歳に達した日の翌日	厚保法92	
障害厚生年金	5年	障害認定日の翌日。事後重症の場合は請求した日の翌日	厚保法92	
遺族厚生年金	5年	死亡した日の翌日	厚保法92	
障害手当金	5年	障害認定日の翌日	厚保法92	
脱退手当金	5年	65歳に達した日の翌日	厚保法92	

5 租税法

時効項目	時効期間	起算日	根拠条文	備考
国税徴収権	5年	法定納期限の翌日、法定納期限の定めがない国税については、その国税の徴収権を行使することができる日	国通72①	国税の徴収権の時効についてはその援用を要せず、又その利益を放棄することができない。(72②)国税の徴収権の時効について、国税通則法に定めがあるものを除き民法の規定が準用される。時効の中断と停止がその主たるものである。地方税法も同様、関税の徴収権は2年である(関税法14の2①)
還付金請求権	5年	請求をすることができる日	国通74①	請求することができるとは、民166①の「権利を行使することを得る」と同義である。援用を要しない。時効完成后における利益の放棄はできない(74②)

お知らせ

全道行政書士業務研修会の開催について

北海道行政書士会

行政書士業務については、法改正、新制度の実施等により大きな変化が進行しているところであり、会員各位におかれましても円滑に対応していけるよう、次により全道行政書士業務研修会を開催しますので、是非この機会に受講されますようお知らせ致します。

記

1. と き 平成9年11月1日(土) 10:00~17:00

2. と ころ 北農健保会館 3階 大会議室

〒060 札幌市中央区北4条西7丁目

☎ 011-261-3270

JR札幌駅下車 徒歩6分

3. 研修科目及び講師

(1) 建設業許可の電子化の展望について (10:10~11:00)

北海道建設部建設情報課建設業審査係長 林 史 氏

(2) 高度情報化社会について (11:00~12:00 12:50~14:20)

千葉大学 法経学部 教授 多賀谷 一照 氏

・ワンストップサービス(行政の情報化)の最近の動向

・電子認証とセキュリティ

・媒介、代行業務の今後の在り方

(3) 会計調査人制度を視野においた会計監査手法について (14:30~17:00)

神奈川大学 経営学部 助教授 関 口 博 正 氏

4. 懇 親 会

研修会終了後、講師を交えて受講者との懇親会を行いますので多数のご参加をお願い致します。

なお、懇親会に参加される方は、参加費として5,000円を負担願います。

5. 受 講 料 無料

6. 募集定数 本会の会員100名(先着順によります。)

7. 申し込み期限 平成9年10月20日(月)

受講希望者は、支部名、会員番号、氏名、懇親会参加の有無を記載のうえFAXにより本会にお申し込みください。

FAX 011-281-4138

8. そ の 他

・交通費等は、参加者負担になります。

お知らせ

全道研修会のご案内について

テーマ：入管行政の現状および在留手続の留意点等について

行政書士北海道在留手続協議会
会長 穂刈 豊

さてこの度、私共北海道在留手続協議会では、北海道行政書士会の協力を得て、下記要領で研修会を開催いたすことになりました。各単位会に所属の申請取次行政書士、又はこれからの業務に意欲を持たれている行政書士の方、多数の参加をお待ちしております。

参加者は電話又はFAXでご連絡下さいますようお願い申し上げます。

(併せて研修会終了後、講師を交えて懇親会も行いますので、その出欠もお知らせ下さい。)

1. 日 時 10月24日(金曜日) 午後1時30分から2時間程度
2. 会 場 札幌市中央区北2条西7丁目
かでる2・7 2階 210号室

3. 科 目 ① 入管行政の現状について“自由化と規制緩和の影響と対応”
② 就労手続関係における取扱業務の留意事項・問題点について
4. 講 師 法務省 札幌入国管理局
審査部門 首席審査官 佐藤光廣 氏
5. 費 用 研修会 1,500円
懇親会 5,000円程度
(当日 徴収させていただきます。)
6. 申 込 期 限 平成9年10月17日(金曜日)
7. 連 絡 先 北海道在留手続協議会事務局
(行政書士 三澤事務所気付)
電 話 592-2269
FAX 592-9343

旭川支部でパソコン通信研修会

旭川支部業研部では、下記の内容でパソコン通信の研修会が行われます。

(研修科目) パソコン通信 (下記の内容)

日 時 第1班
9年10月7日(火)・9日(木)
・14日(火)・16日(木)
第2班
9年10月21日(火)・23日(木)
・28日(火)・30日(木)
場 所 旭川職業能力開発促進センター(ポリテクセンター)
時 間 18:00~21:00
講 師 ポリテクセンター旭川
倉持四郎講師
受講料 2,400円
申込方法 先着順に10名まで受理いたしますので、参加者名及び希望日を記入の上行政書士会旭川支部へ願います。
(FAX0166-23-6466)

月日	10月7日21日	10月9日23日	10月14日28日	10月16日30日
曜日	火曜日	木曜日	火曜日	木曜日
18:00	インターネット	インターネットのホームページの	電子メール1	電子メール2
	1.インターネットの歴史	1.ホームページのアドレスを直接入力する	1.電子メールの概要	1.電子メールの受信方法
	2.インターネットの原理	2.検索エンジンで探す方法	2.電子メールのソフトについて	2.電子メールの受信の実習
19:00	3.必要な機器	3.ホームページ間の移動の方法	3.マイクロソフトエクステンジの操作方法	3.電子メールにファイルを添付する方法
	4.必要なソフトブラウザについて	4.ホームページを登録する方法	4.電子メールの送信方法	4.ファイルを添付して電子メールの送信の実習
	5.マイクロソフトエクスプローラの操作方法	5.ホームページを印刷する方法	5.電子メールの送信実習	5.電子メールの保存方法
20:00	6.ホームページのアドレスについて	6.ホームページをフロッピーディスクに保存する方法		6.添付ファイルの解凍の方法
21:00				
時間計	3	3	3	3

お知らせ

札幌支部

『知的所有権シンポジウム』概要決まる!!

—— シンポジウム実行委員会 ——

(タイトル)

中小企業における担保融資の新しい取り組み

—— 知的所有権でお金が借りられるか ——

(著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権)

(主 旨)

これまで多くの中小企業が金融機関から融資を受ける際の担保は、不動産がその中心であり、不動産の担保評価に基づいて融資額が決定されてきた。しかし、担保としての不動産不滅の神話は、バブル崩壊後の不動産価格の下落とともに崩れ去った。融資環境はいま新たな担保力を求めて大きく揺らいでいる。はたして不動産に代わりうる担保物件はないものであろうか。

本シンポジウムでは、不動産に代わりうるものとして、知的所有権にその担保力を求め、融資対象の目的を果たす役割を担うことができないかという点に着目する。

いま情報産業は、次世紀の基幹産業を目指し、著しい発展を見せている。そして、この分野において、特に『著作権』が関連ビジネス企業に与える影響は多大なものである。著作権をはじめとする知的所有権が、財産として大きな位置を占めようとしている。それはすでに現在起きている現象なのである。

中小企業における今後の経営戦略のために、本シンポジウムは、著作権並びに著作隣接権が融資を受ける担保力となることができるか、またその評価の方法について具体的に検討する。

(本シンポジウムに於ける行政書士としての立場)

「著作権」についての登録、移転、質権設定といった基本的な業務は当然に、行政書士の業務であります。しかしながら、著作権に対する意識は、それに関わる業界の方々自身でもごく一部の方を除いて未だ漠然としたものの域を脱していないものと思われます。そういったこの著作権を『担保』の側面から登録の必要性、あるいは使用・譲渡等に関する各種契約の必要性をさ

ぐり我々行政書士の新たな業務として開拓しようとするものです。

また著作権の評価についても学問的にも未だ定着したものとは言えません。この評価という点においても我々の業務に結びつけていくことができないものか探ります。

開催日時 平成9年11月15日(土曜日)(12時開場)

12時30分 第一部 基調講演

14時00分 第二部 シンポジウム

15時30分 閉 会

出席者 基調講演 日本開発銀行より

シンポジウム

弁護士 伊 東 秀 子 氏

北海学園大学法学部教授 池 田 榮 男 氏

北洋銀行取締役融資第一部長 宮 間 利 一 氏

北海道行政書士会会長 佐 藤 良 雄 氏

(この他企業側の代表の方にも出席を依頼中です。)

コーディネーター

豊橋創造大学経営情報学部教授 黒 瀬 直 宏 氏

開催場所 共済ホール

札幌市中央区北4条西1丁目共済ビル

電 話 011-251-7333

資料代 札幌支部会員 500円(当日会場受付にて申し受けます。)

一般・他の支部会員 1,000円

主 催 北海道行政書士会札幌支部

後 援 北海道行政書士会 その他

お知らせ

適正に使用していますね

〈総務部〉

統一用紙の払いだし請求について

行政書士業務の重要性と公共性を十分自覚し、次のことに留意し厳格に取扱って下さい。

- ◎ 「統一用紙」の使用が出来るのは、行政書士がその職務上必要な場合に限り認められているものです。
- ◎ クレジット会社や調査会社などからの依頼による単なる戸籍謄本や住民票の写しの請求は、職務上必要な場合とは認められませんので、「統一用紙」を使用出来ません。
- ◎ 請求にあたっては、戸籍法及び住民基本台帳法を尊重し、その取り扱いに慎重を期してください。
- ◎ 使用目的、提出先の記載に誤りがないよう確認して請求するとともに、交付を受けた「戸籍謄本及び住民票の写し」についても、守秘義務に反することのないよう注意してください。

商業登記事務がコンピュータ処理になります

札幌法務局法人登記部門では、平成9年10月6日からコンピュータにより商業登記事務を処理します。

これにより、商業登記簿謄本・抄本が「登記事項証明書」に、代表者の資格証明書が「代表者事項証明書」に、また、商業登記簿の閲覧ができなくなることにより、登記事項の主要部分を記載した「登記事項要約書」を発行することになります。

なお、会社以外の協同組合等の法人登記簿及びコンピュータ処理への切り替えに伴って閉鎖される商業登記簿の謄本・抄本・閲覧は今までどおりで変更はありません。

問い合わせ先	札幌法務局民事行政部法人登記部門
	TEL (011) 709-2311 (内線2188)
	札幌法務局民事行政部総務課
	TEL (011) 709-2311 (内線2156)

お知らせ

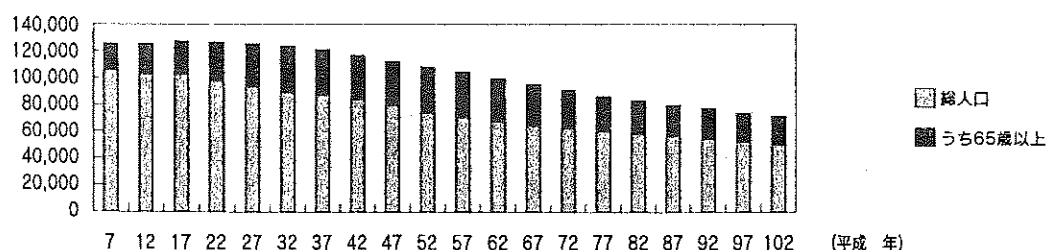
60歳以上の定年制の義務化は目前です!

少子高齢化の急速な進展に伴い、今後わが国は、労働力人口の高年齢化と減少という、
いまだ経験したことのない状況を迎えることが確実になっています。

このような中、活力ある経済社会を維持していくためには、高齢者の方々の高い就業
意欲を踏まえつつ、長年培った知識・経験・能力を有効に生かされるような雇用・就業
の場を確保していくことが不可欠となっています。

事業主の皆様におかれましては、若年労働力の減少に対処するためにも、定年の延長を
進めるとともに、高年齢者の雇用管理システムの見直しなどによる継続雇用制度の導入
等高年齢者雇用の促進に、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成9年における総人口と65歳以上人口の見通し (単位: 千人)



資料出所: 人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成9年1月、中位推計)

平成10年4月1日からは、定年は60歳を下回ることが
できなくなります。(鉱業法第4条に規定する事業に
おける坑内作業の業務を除く。)

これは、新たに定年制を設ける場合はもちろん、既に
定年を定めている事業主についても同様です。

60歳を下回る定年を定めている事業主にあつては、早
急に60歳以上の定年に改めるようお願いいたします。



平成10年4月1日からは、
60歳を下回る定年は無効となり、
60歳未満の定年を理由として
労働者を退職させることが
できなくなります。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第4条)

高年齢者の雇用促進のための各種助成金をご活用下さい。

お問い合わせはお近くの **ハローワーク** へ!

お知らせ

行政書士補助者採用届と補助者証の有効期限について

－ 総 務 部 －

- 1 平成6年10月26日補助者規程施行の際、既に補助者採用届を本会に提出している補助者については、改正会則施行規程（平成6年10月26日）附則第2項及び第3項の規定により、同規程第230条に基づく届出があったものとみなしてきましたが、その効力は施行の日から3ヶ年となっていますので、本年10月25日をもってその効力はなくなります。

従いまして、平成6年10月26日以前に交付し、有効期限の定めのない補助者証は10月25日以降は無効となります。

当該補助者を引き続き使用されている場合は、施行規程第230条及び第234条の規定により行政書士補助者採用届を提出してください。

なお、旧補助者証は、新補助者証を受領した際返還願います。

- 2 上記以外の補助者証の有効期限は、同第235

条の規定により交付の日から3年目の前日をもって満了となりますので、手元の補助者証の有効期限を確認の上、同第233条、第234条及び第235条第2項の規定により補助者証更新申請書を提出してください。

なお、交付手続きに日数を要しますので、有効期限の20日前までに手続きを終えるようご協力ください。

会則施行規程関係規定

第230条、第231条、第233条、第234条、第235条、第240条

附則（平成6年10月26日一部改正理事会議決）第2項、第3項

附則（平成8年8月16日全部改正議決）第4項

様 式

行政書士補助者採用届（第25号）

補助者証更新申請書（第28号）

情報コーナー

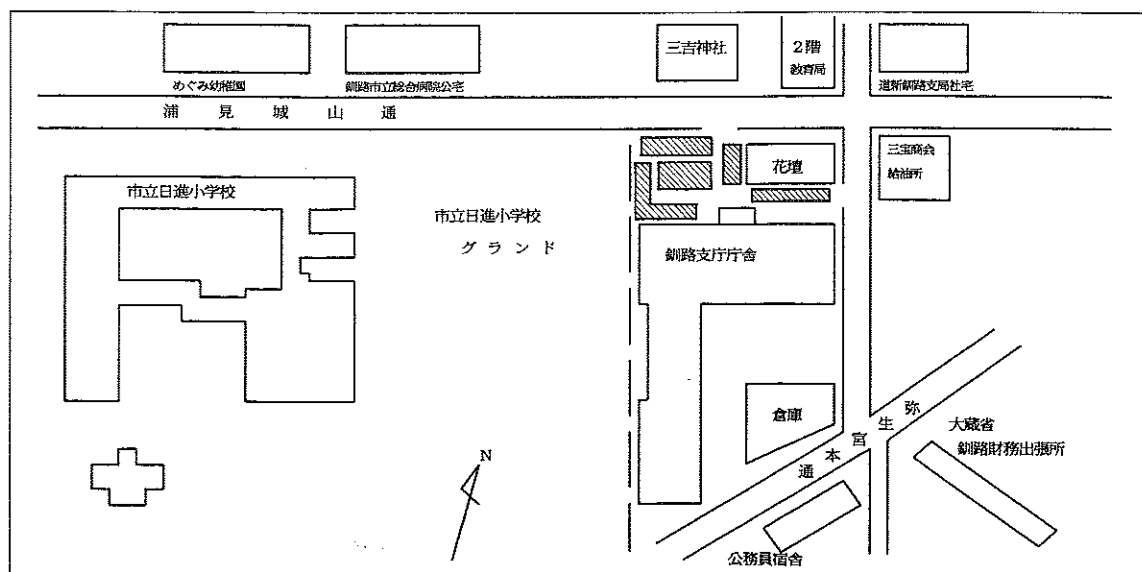
釧路支庁

〒085 釧路市浦見2丁目2番54号

☎代表 0154-41-1131

- ◎ 北海道釧路支庁来客用駐車場は庁舎前のみで概ね40台程度駐車可
- ◎ 閉庁日は、利用できません。
- ◎ 利用時間は、午前8時30分から午後5時30分まで

■ 駐車場



お知らせ

日行連の動きが見える！

（プライマ資料の追加について）

日本行政書士会連合会

会長 盛 武 隆

従来からFAXによるプライマ資料の情報提供を行っていましたが、今般新たに規制緩和への対応や日行連の動き等についても、同様の方法により情報提供していくことにしましたのでご利用ください。設定された資料番号は、300番「規制緩和への対応・目次」、500番「日行連の動き・目次」となっております。（以下省略）

＝ 本会の主要行事 ＝

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
9. 7. 28	第2回常任理事会	13:00～17:00	本会役員室
9. 7. 28	行政書士登録調査委員会	15:30～17:00	本会会議室
9. 8. 1	第1回電子申請等対策委員会	16:00～17:30	本会役員室
9. 8. 8	第1回経理部会	13:30～17:00	同 上
9. 8. 19	行政書士登録調査委員会	13:30～17:00	同 上
9. 8. 20	第2回車庫証明対策委員会	15:00～17:30	同 上
9. 8. 22 23	新入会員研修会	22日13:00～18:30 23日10:00～12:00	北農健保会館
9. 8. 26	第2回電子申請等対策委員会	16:30～17:30	本会役員室
9. 9. 4	規制緩和対策北海道本部会議	13:30～16:00	同 上
9. 9. 4	第3回常任理事会	16:00～16:30	同 上
9. 9. 5	第3回理事会	10:00～17:00	雪印健保会館
9. 9. 5	第2回支部長会議		
9. 9. 9	会報編集委員会	14:30～17:00	本会会議室
9. 9. 18	会報編集委員会	14:30～17:00	同 上

＝ 支 部 の う ご き ＝

支 部 研 修 会 開 催 状 況

支 部	開 催 年月日	場 所	研 修 科 目	講 師	受 講 者 数	研 修 種 別
札 幌	9. 6. 27	(札幌市) かでの2・7	・公正証書の作成について ～金銭消費貸借及び相続・遺言～	札幌公証役場 公証人 吉本 俊雄	人 65	一 般
	9. 8. 12	(札幌市) かでの2・7	・経営状況分析申請書 添付、財務諸表の記載要領について	(財)建設業情報管理センター 北海道支部 支部長 市川 節 調査役 阿部 洋一	69	一 般
函 館	9. 8. 8	(函館市) 函館パークホテル	・建設業決算報告書について ・建設業経営事項審査 申請について	渡島支庁建設指導課 土木係長 安保 富一	30	一 般
小 樽	9. 7. 18	(小樽市) 小樽市民センター	・公正証書全般の理論 と実践について	小樽公正役場 公証人 傳法谷 弘	20	一 般
旭 川	9. 7. 25	(旭川市) 神楽福祉会館	・年金について	旭川支部 理 事 皆川 多み子	8	一 般
宗 谷	9. 7. 24	(稚内市) 稚内社会保険事務所	・これからの健康保険と 医療費について ・年金相談への対応について ・算定基礎届の提出について	稚内社会保険事務所 副長 鹿野 繁樹 業務第一課長 毛馬内 清夫 同 上	7	一 般
苫小牧	9. 7. 16	(苫小牧市) 苫小牧市民会館	・建設業許可、経営事 項審査について	胆振支庁建設指導課 土木係長 熊谷 和人	23	一 般
日 高	9. 8. 2	(浦河町) 基幹集落センター堺町 会館	・入国管理法における 在留手続について ・帰化申請手続きの実 務について	日高支部 会 員 蛭川みどり 日高支部 支部長 加藤 鉄二	9	一 般
釧 路	9. 7. 19	(釧路市) 釧路市厚生年金福祉会 館	・建設業事前相談員制 度について	釧路支部 支部長 宗岡 隆一	15	一 般
	9. 8. 9	(釧路市) 釧路市厚生年金福祉会 館	・建設業事前相談員制 度について	釧路支部 支部長 宗岡 隆一	11	一 般

■表紙のことは



函館港旧棧橋

かつて木造だったこの橋は、昭和43年にコンクリート製に改築。周辺も整備され、小公園として利用されている。地元の人は旧棧橋といわれるが、正式名称は東浜棧橋という。

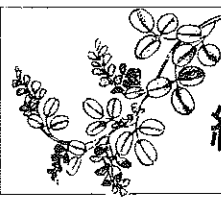
付近には昭和43年の開道100年を記念して、熊といかりをモチーフにして建てられた「北海道第一歩の地碑」や、函館、青森を往来する高速艇ジェットfoilほか、客船、湾内遊覧船のベイサイド。ヨットハーバーもあり、その係留風景は訪れる人々の心をなごませてくれる。また、近くの赤レンガ倉庫群は、昔の外観を残し、レストラン、ビヤホール等、多目的イベントホールとして再生し観光客で賑わう。

(撮影：佐々木ひとみ)

ご せ い 去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支部名	会員番号	氏 名	死亡年月日
空 知	3,332	奈良 普助	9. 7. 10
室 蘭	2,942	大堀 與一	9. 8. 23
札幌(西区)	3,559	船木 敬正	9. 8. 24



編 集 後 記

*心から大切にしたいと思える人がいるということは幸せです。

幸せなんて人に決められるものではない。自分で決めるもんだ。といった知人の言葉が忘れられません。

*今回は久しぶりの取材ということでとても楽しみにしてきました。

3支部の皆様には本当に歓迎して頂き、久しぶりに人の心の温かさに触れ、帰りの道中は心の隅々に栄養が行き渡り、生き返ったような気がしました。

特に今回担当の支部長さん他スタッフの方々には突然の取材にもかかわらず本当にきめ細やかな心配りを頂き頭の下がる思いでした。

新しい出会いというものはいいものです。この出合いをずっと大切にしていきたいと切に願えるいい機会を持たせて頂きました。ありがとうございました。

各地で頑張っている方々をもっともっと紹介していきたい。

この次はどこの支部へお邪魔しようかと今から楽しみにしている私です。

*今回はなかなか筆が進まず、関係者の皆様には随分とご迷惑をおかけしました。

いろいろ言いたいことは山ほどあれど言葉にならない秋ですね。

すいません。

(ダイエットは明日から・・・)



'97. 9. 第222号 平成9年9月25日発行

発行人 佐藤 良 雄
編集委員 河上 隆
編集委員 芳賀 啓 寿
編集委員 佐々木 ひとみ
編集委員 水野 佳 朋
発行所 北海道行政書士会
印刷所 (有)酒井印刷所

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモビル2階
TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138
郵便番号 060
北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344)
取引銀行 北海道銀行本店(当 19116)
北洋銀行本店(普0742651)
札幌銀行本店(普 389444)
振替口座 02730-0-8224番